


2019年8月26日

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

申入書に対するご回答

コスモヘルス株式会社
代表取締役 鈴木 優輔



拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴法人からの2019年6月28日付「申入書」を受領致しました。

同申入書記載の申入れ事項につき、回答書をお送り致しますので、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

なお、本件については、取締役内村研哉が対応窓口を務めますので、何かございましたら内村宛てにご連絡ください。

記

1. 申入れに対する回答書
2. 同封参考資料

【資料1】商品購入契約書およびコスモヘルシー倶楽部入会申込書

【資料2】コスモヘルス HP 商品紹介ページのコピー (Revo-14000)

<https://www.cosmohealth.co.jp/products/cosmodoctor/revo14000.php>

敬具

2019年8月26日

申入れに対する回答書

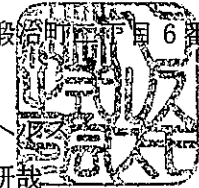
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町三丁目6番2号

上野ビル9階

株式会社コスモヘルズ

取締役 内村 研哉



1. 「ガンが治る」等、電気治療器として承認を受けた効能・効果（具体的には、頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解の効用・効果）の範囲を超えた治療効果を謳うような、不実告知・優良誤認（消費者契約法4条1項1号、景品表示法5条1号）に該当するような勧誘および表示をしないこと

【回答】

2018年8月22日付で送付済みの回答書に記載した通り、弊社では承認を受けた効果の範囲を超えた効果を謳うような、不実告知・優良誤認に該当するような勧誘および表示を行っておりません。また、そのような勧誘及び表示が行われないよう、従業員に対する研修および指導を行い、法令遵守に努めております。

申入書に記載のある、

- ・「心臓病や糖尿病など、治療器の禁忌事項や医師と相談する必要がある病気を持っているのに、それに効くとして勧誘」した
- ・「歩けない人が歩けるようになるとか、灰に影がある病気も治る等と勧誘」した
- ・「ガンが治ると勧誘」した

といった事実は、弊社の調査においては現状確認できておりません。

もっとも、そのような内容を含むご相談がなされているとすれば、法令遵守に務めている弊社としても遺憾であり、引き続き、不実告知・優良誤認に該当するような勧誘および表示がなされないよう、より一層の措置を講じて参ります。

なお、お客様が商品を購入する際に商品の効果について誤解が生じないよう、昨年より、購入契約書の作成にあたり、契約書と一体となった同意書【資料1】の作成をお願いし、記載内容に同意頂けた方にのみ販売を行っております。この同意書では、電位治療器

としての効果が「頭痛・肩こり・慢性便秘・不眠症の緩解」であること、超短波治療器としての効果が「超短波による局所の温熱効果」であることを明記しており、ご購入者様において効果に誤解が生じないよう努めております。

1. 本商品の効果について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」と言います。）上認められている、本商品の電位治療器としての効果は「頭痛・肩こり・慢性便秘・不眠症の緩解」であり、超短波治療器としての効果は「超短波による局所の温熱効果」であることについて貴社より説明を受け理解しています。

また、本商品は病気および疾患等の治癒あるいは予防の効果を保証するものではなく、また血流の改善に直接作用するものではないことについて、貴社より説明を受け理解しています。

2. あらためて従業員等に対し、1のような勧誘をしないことを周知・徹底するような方策をとり、再発防止に努めること

【回答】

上記1回答のとおり、弊社としては、今後も、従業員等に対する研修および指導に努め、法令を遵守して事業にあたって参ります。

直近では、2019年7月3日、2019年8月2日、2019年8月9日の3日間に渡り、全従業員およびグループ会社の販売員に対してコンプライアンス研修をおこなっております。その研修において、貴法人よりご指摘頂いた内容について周知するとともに、あらためて法令遵守を徹底するよう指導しております。

3. HP上に貴社の販売する電位治療器の効用が、頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解のみであり、その範囲を超える効用は認められていないことが明らかになるような記載・表示にすること。

【回答】

2019年7月に弊社HPをリニューアルしておりますが、リニューアル前もリニューアル後も、認められた範囲を超える効果は記載しておりません。【資料2】

また、取扱説明書や商品カタログ等においても、認められた範囲を超える効果は記載しておりません。詳細は、2018年8月22日付回答書およびその添付資料をご参照ください

い。

以上のとおり、申入事項に回答申し上げます。

以上